

問1 (5)

この問題は、「有害業務の安全衛生管理体制」の知識を問う問題である。一定の条件に該当する事業場は、専属の産業医を選任することが義務付けられている。この条件を確認しておく。

重要ポイント

専属の産業医を選任すべき事業場を確認しておく。

- ① 常時1000人以上の労働者を使用する事業場
- ② 有害業務など（深夜業含む）に常時500人以上の労働者を使用する事業場

法令：安衛則第13条第1項第3号

関連問題：H30.10.問1 H31.4.問1 R1.10.問1 R2.4.問1

過去の公表問題の重要ポイント

(1) 衛生管理者の選任数（安衛則第7条第1項第4号）……H28.10.問1

- ① 50人以上200人以下 → 1人
- ② 200人を超え500人以下 → 2人
- ③ 500人を超え1000人以下 → 3人
- ④ 1000人を超え2000人以下 → 4人
- ⑤ 2000人を超え3000人以下 → 5人
- ⑥ 3000人を超える場合 → 6人

(2) 衛生管理者の専任が必要な条件（安衛則第7条第1項第5号）……H28.10.問1

- ① 常時1000人を超える労働者を使用する事業場
- ② 常時500人を超え、かつ一定の有害業務に常時30人以上の労働者を従事させる事業場

問2 次の業務のうち、労働者を就かせるとき、法令に基づく安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないものはどれか。

- (1) チェーンソーを用いて行う造材の業務
- (2) エックス線回折装置を用いて行う分析の業務
- (3) 特定化学物質を用いて行う分析の業務
- (4) 有機溶剤等を入れたことがあるタンクの内部における業務
- (5) 鉛ライニングの業務